

沖縄市立小・中学校地域・学校連携施設利用者心得

※利用にあたって必ず目を通してください

●利用対象者

- ・校区内に在住、在勤又は在学する10人以上の者で構成している団体。
(ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、校区外の者でも使用可)
- ・児童生徒が利用する場合は、監督責任者(成人)が必要です。

◎ 利用時間を厳守すること。

平日 18時～22時まで
土・日・祝日 9時～22時まで

※利用時間に遅れて来たり、利用時間を延長することがないように時間厳守をお願いします。

- ◎ 利用日10日前までに、学校又は管理指導員に「地域・学校連携施設の地域開放に関する利用許可申請書」を提出すること。
- ◎ 許可した団体の会員及び利用目的以外の使用をしないこと。
- ◎ 私物を地域・学校連携施設に置かないこと。
- ◎ 学校内で飲酒・喫煙しないこと(運動場を含む)。
- ◎ 利用施設以外に立ち入らぬこと。
- ◎ 火気には充分注意をすること。
- ◎ 利用した机・イスは、利用前と同様にすること。
- ◎ ティッシュ、トイレトペーパー、ゴミ袋等の消耗品は利用者で用意し使用すること。
- ◎ 後始末、清掃(トイレを含む)を行い、ゴミなどは持ち帰ること。
- ◎ 空調(冷房)の使用期間の目安は5月～10月とする。(4、11月は27℃を超えた場合のみ可)
- ◎ 幼児・児童を夜間(夜8時以降)の施設利用に同伴しないこと。
※やむをえない場合は施設内で保護者が責任をもって対応するようお願いします。
- ◎ 利用中に生じた事故や学校施設等に損害を与えたときは、直ちに教育委員会に報告し、職員の指示に従うこと。
※故意又は過失による損害については、利用者は直ちに現状に回復するか、損害を賠償しなければならない。(沖縄市立小・中学校の地域・学校連携施設の地域開放に関する要綱 第8条1項)
※利用中に発生した事故については、施設・設備の不備によるものを除き、利用者が全ての責任を負うこととする。(沖縄市立小・中学校の地域・学校連携施設の地域開放に関する要綱 第8条2項)

利用団体代表者の責任

- ◎ 利用許可申請書は、原則として利用日の10日前までに学校又は管理指導員と調整をし、提出すること。
- ◎ 利用を中止する場合は、速やかに連絡すること。
- ◎ 責任者として会員を統率し、利用に関する責任を持つこと。

※上記のことを守らない場合は、その団体の施設利用を制限することがあります。

連絡先 : 沖縄市教育委員会 教育部 生涯学習課
939-1212 (内線 2743)